

国民健康保険システム標準化検討会
第4回合同WT議事概要

【日時】令和8年1月13日（火） 10:00～11:30

【場所】オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（構成員）

後藤 省二	株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長
高橋 恭平	北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任
高橋 怜也	仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 主事
亀山 剛	宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任
寺島 勇次	宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任
高田 萌香	宇都宮市保険年金課国保給付グループ 主事
山形 駿介	中野区区民部保険医療課 主事
夜久 平	中野区区民部保険医療課 主事
蒲生 琢仁	都城市健康部保険年金課 主事
清水 嘉寿恵	都城市健康部保険年金課 副主幹
坂元 祐介	都城市健康部保険年金課 主任主事
松本 誠也	株式会社RKKCS 第2システム本部 保険福祉システム部門 国保グループ グループ長
渡邊 毅	株式会社TKC 福祉情報システム開発センター センター長
小林 大士	株式会社電算 開発本部 ソリューション2部
石田 淳一	株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー エリア・アカウントビジネス事業部 次長
石井 良介	行政システム九州株式会社 国保標準化移行推進部 部長
岩田 孝一	日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部 政策・事業戦略グループ シニアプロフェッショナル
広田 和治	日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャー

（オブザーバー）

米田 圭吾 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム
統括官付参事官付参事官補佐（欠席）

津田 直彦	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
門田 大悟	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 統括官付参事官付主査
稲垣 嘉一	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
加藤 秀和	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
舘野 靖史	厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐
伊藤 麻祐	厚生労働省保険局国民健康保険課 企画法令係長
久保田 裕	厚生労働省保険局国民健康保険課 企画法令係
菊地 貴文	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 座長挨拶
3. 第4回合同ワーキングチーム
4. 事務局からの連絡事項
5. 質疑応答
6. 閉会

【配布資料】

- ・ 00_会議次第
- ・ 出席者名簿_第4回合同 WT
- ・ 【資料 No. 1】 第4回合同ワーキングチーム
- ・ 【資料 No. 1 別紙 1】 検討・課題事項一覧_国保
- ・ 【資料 No. 2】 事務局からの連絡事項
- ・ 【別添①】 ご意見一覧
- ・ 【別添②】 国民健康保険システム標準仕様書【第1.6版】(案)
- ・ 【国保_令和7年度標準仕様書改訂第4回合同 WT】 方針等確認結果報告書

【質疑概要】

<資料 No.1 第4回合同ワーキングチーム>

●P.11 について、帳票のサンプル表示で、宛名欄の下に氏名と住所の1ラインずつ設定されており、氏名は外国人でなければ文字切れしないと思うが、住所は方書（マンション名等）が表示されると文字切れする方が多いのではないかと思う。おそらく新しい様式を改定する工数や手間を最小限にとどめた案だと理解はしている。文字切れの増加や縮小すると文字が小さくなってしまうことから、期別明細欄に別枠を設ける方が良いと思う。どちらかと言えば市区町村構成員の意見の方が気になる。方書があるとほとんどの方が文字切れしてしまうと思った。ベンダ側からするとそれほど修正することもなく非常にありがたい。宛名を作る際にデータを持っているため、印字枠を表示するだけで楽だと思いが目上少し気になった。

もう1点、P.13の適合基準日のところ。まだ厚生労働省で検討中とののだが、適合基準日前の最終検討会までに記載がないと周知がされない。個別で通知を出して何か示す予定なのか、ユーザーに示す必要があるため見込みを教えてください。（ベンダ構成員）

→まず、納税決定通知書等における納付義務者欄に関する意見について。枠については大変小さい枠を駆使して対応させていただいており、そういった文字切れのリスクはありと考えていた。もともと表示されていた枠を少し切離し上部に移動させるイメージで、長い文字等は配慮いただいている前提に利用してもらえるのではと考えての案になる。再度文字切れの可能性とフォントサイズ等を加味し、ここが適切か見極めさせていただいたうえで検討会に諮る。（事務局）

→関連して、帳票サンプルにも今回これを反映させたものを配っているのか。（座長）

→帳票サンプルに関しては、まだ対応中である。（事務局）

→厚生労働省への事前確認では1月末と伺っているが、直近の状況を再確認する。4月1日に子どもの分は施行されてしまうため、1月のタイミングで記載がないと根拠が示されていない状態で施行を迎える懸念もあり、1月末が基本と考えている。一方で外国人被保険者の滞納対策の記載については、令和8年4月1日施行ではないというところもあるため、こちらの根拠等は先になってくる認識であり、1月末の段階では埋まっていない状態で、1.5版で提示している〇〇のような条文については抜けた状態での改定になる。現時点で厚生労働省が回答できるか不明だが、最終的には検討会の時点でどのような整理結果になるかを決めないと1月末を迎えることは出来ないと考えており、本日以降調整させてもらう。

(事務局)

→今回の意見照会で全国から指摘があった中で、今までの仕様書等の資料の中で修正が必要な箇所が何点かあった。これを一覧的に整理したものはあるのか。また、ダイレクトに仕様書等に反映をしている形になるのか。(座長)

→いただいた意見は一覧にまとめている。その中で修正用として区分けし、そこから確認出来る。合わせて1.6版も修正を加えており、横並びで確認いただければと思う。(事務局)

→気になる点は納付義務者の名前と住所の記載について。当市も送付先を設定しており、納付義務者以外が宛名に表示されるようなケースがやはりあるため、その対応は必要。独自でレイアウトをカスタマイズしている部分もあり、今後の検討会で記載内容を再度諮っていただくということであったので、実際にどう帳票上に反映させるかをよく考えないといけない。(構成員)

→地方税法第一条第六項(資料No.1 P.11)で、納税者の住所氏名を記載するとなっている。この納税者はこの資料でいう納付義務者、あるいは納税管理人等を指定する場合があります、その方々が納税者になるのかという地方税法の言葉の解釈の問題もあるかもしれない。いずれにしても、特に納税管理人の場合には複数の納税義務者の処理を管理する場合もあるため、これは誰の分ということが明らかになるよう整理しておくことが対象者にとっても分かりやすい。あとは氏名と住所も日本の場合、特に長さというのは法令上規定がない。住民基本台帳法でも氏名の長さや住所表示の方書も法令で上限を決めているわけではない。どうしても文字が桁溢れを起こしてしまう場合があるが、その辺りも本来はどこかで効率的な整理をしつつ、何文字までかも考えながら整理出来ると良い。(座長)

→納付義務者の氏名を追加する場合、既に納入通知書等の書式では両方記載する形になっているのか。(座長)

→従来送付先をつけている場合は、送付先だけの記載となっている。(構成員)

→資料No.1 P.16の仮徴収停止決定通知書の特別徴収停止理由について。個別に通知を送り対応しようと思っていたが、今回仮徴収停止理由が入るとのことで、その作業をやらずに済みそうで良かった。(構成員)

→これまでは個別に通知していたとのことだが、例えば国保太郎さんの場合にはこういう理由で、ということも個別に文書で通知していたのか。(座長)

→現行のシステムだと停止理由が載っておりそれを送っていたが、新システムだと停止理由がなかったため、全員同じ内容にはなってくるが個別に送っていた。システムから出される帳票とは別に送らないといけないと解釈し運用の検討をしていたため、今回仮徴収停止理由が入ることでそういった対応をしなくても済みそうでよかった。(構成員)

→現時点で特に質問はない。また検討し何か不明点があれば尋ねる。(構成員)

→実際に事務が始まった際、困ることのないよう検討いただきたい。(構成員)

●今日の内容ではないが、弊社が担当する市町村もこの11月から順々に標準システムに切替えて実際の運用を回し始めている。色々課題が出てきており、一番混乱しているのが国民健康保険の納付額決定通知書。納付済額の欄が標準オプション扱いになっているが、その隣に納付額の欄があり、実際今まで扱っていた更正通知等に納付済額等を打つ文化がなく、他の税や後期高齢者医療を見ても決定通知書に納付済額を打っている事例がなかった。今回ここに納付済額が出てきて、さら標準オプションのため印刷を外部に出す関係だともう打たずに出さざるを得ず、帳票の真ん中に納付済額という空欄が出来てしまう。それについて実際は支払ったが打たれていないという問合せが入ってしまっている状況。納付済額はそもそも通知書を打たなければいけないのか。今後の運用の混乱を招かないためにも再考したほうが良いのではないのか。今後の運用の混乱を招かないためにも再考したほうが良いのではないのか。今後 eLTAX の方で、eL-QR の話は今年から始まると思うが、そのあとに税から順番に納付額決定通知等の電子化の取組も、来年に法人をやり再来年から個人向けをやるとのことだが、これも税で成功するとまた介護保険や国民健康保険に来ることになると思う。そういったときに税の納付済額決定通知を打っているという事例はないが、国民健康保険が今回入っているということで運用が非常に扱いづらいと実際に運用を始め分かったところ。住民からの問合せが入っているということは共有しておきたい。(ベンダ構成員)

→標準化を進めていく中で、移行して走らせてみてやっ現場の自治体も気がつくところ。それが後から話題になって出てきていることもあろうかと思う。このあたりも多くの自治体あるいはベンダの構成員から意見が上がってくるようであれば、また検討会でも議論していく形になるためよろしくお願したい。(座長)

→実際に動くシステムを使っていない書面上の検討をずっと続けてきた。実務フェーズに移ったときに初めて使いづらさに気付き、且つどの市町村においてもそういったオプションが間に入っているため、出さない規定にしようとして、空欄が生まれてしまっている

いう指摘だったと思う。標準化期限に向けて対応を続けてきたが、標準仕様書自体も取りこぼしがあったものを今回取り込んでいるように、これから検証のフェーズになり、さらにメンテナンスのフェーズにつれて、これからは使いやすさについてこだわってやっていかなければいけない。一つの標準化期限を迎え、今後令和8年度以降の国保の標準仕様書をどう変えていくのか、これを取り扱っていくのかというフェーズに移行していくと考えていたところ。皆様の意見を取り込みながら、より使いやすさについて進めていきたい。(事務局)

以上